



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *97 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 公安委員会規則
 - *17 和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則
- 告示
 - 1274 随意契約の相手方の決定 (総務学事課)
 - 1275 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 1276 " (")
 - 1277 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
 - 1278 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
 - 1279 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
 - 1280 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
 - 1281 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1282 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1283 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1284 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 1285 土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (住宅環境課)
 - 1286 公有水面埋立て工事のしゅん功認可 (漁港課)
- 選挙管理委員会告示
 - *89 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第87号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正
- 公告
 - 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)
 - 軽油引取税免税証の無効 (")
 - 入札公告 (総務事務集中課)
 - " (")
 - " (")
- 諸報

拾得物件公告 (和歌山東警察署)

規則

和歌山県規則第97号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則(平成7年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表中

伊都郡	花園村	を	有田郡
有田郡	広川町		

「

広川町	に、	東牟婁郡	古座川町	を
			熊野川町	
			北山村	

」

「

東牟婁郡	古座川町	に改める。
	北山村	

」

附則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第17号

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年9月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

和歌山県警察署組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察署組織規則(昭和32年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1和歌山県橋本警察署の部高野幹部交番(伊都郡高野町大字高野山638番地)の款花園警察官駐在所の項を削り、

同表和歌山県妙寺警察署の部に次のように加える。

花園警察官駐在所 (伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬)	かつらぎ町のうち 花園新子、花園池之窪、花園北寺、花園久木、花園中南、花園築瀬
------------------------------	--

別表第1和歌山県岩出警察署の部中貴志交番(那賀郡貴志川町大字神戸)の項を次のように改める。

中貴志交番 (紀の川市貴志川町神戸)	紀の川市のうち 貴志川町尼寺、貴志川町井ノ口、貴志川町上野山、貴志川町小野、貴志川町岸宮、貴志川町北、貴志川町北山、貴志川町国主、貴志川町神戸、貴志川町高尾、貴志川町鳥居、貴志川町長山、貴志川町長原、貴志川町西山、貴志川町前田、貴志川町丸栖
-----------------------	---

別表第1和歌山県岩出警察署の部打田交番(那賀郡打田町大字打田)の項中「那賀郡打田町大字打田」を「紀の川市打田」に、「打田町のうち」を「紀の川市のうち」に改め、同部南中警察官駐在所(那賀郡打田町大字南中)の項中「那賀郡打田町大字南中」を「紀の川市南中」に、「打田町のうち」を「紀の川市のうち」に改め、同部調月警察官駐在所(那賀郡桃山町大字調月)の項、安楽川警察官駐在所(那賀郡桃山町大字市場)の項及び鞆渕警察官駐在所(那賀郡粉河町大字中鞆渕)の項を次のように改める。

調月警察官駐在所 (紀の川市桃山町調月)	紀の川市のうち 桃山町調月、桃山町最上
安楽川警察官駐在所 (紀の川市桃山町市場)	紀の川市のうち 桃山町市場、桃山町神田、桃山町段、桃山町段新田、桃山町元
鞆渕警察官駐在所 (紀の川市中鞆渕)	紀の川市のうち 上鞆渕、下鞆渕、中鞆渕、桃山町大原、桃山町垣内、桃山町黒川、桃山町善田、桃山町中畑、桃山町野田原、桃山町峯、桃山町脇谷

別表第1和歌山県岩出警察署の部粉河幹部交番(那賀郡粉河町大字粉河948番地の1)の款中「那賀郡粉河町大字粉河948番地の1」を「紀の川市粉河948番地の1」に改め、同款粉河受持(那賀郡粉河町大字粉河)の項中「那賀郡粉河町大字粉河」を「紀の川市粉河」に、「粉河町のうち」を「紀の川市のうち」に改め、同款那賀交番(那賀郡那賀町大字名手市場)の項を次のように改める。

那賀交番 (紀の川市名手市場)	紀の川市のうち 赤沼田、穴伏、江川中、王子、麻生津中、北涌、切畑、後田、名手市場、名手上、名手下、名手西野、西脇、西野山、平野、藤崎、横谷
--------------------	--

別表第1和歌山県岩出警察署の部粉河幹部交番(那賀郡粉河町大字粉河948番地の1)の款長田警察官駐在所(那賀郡粉河町大字別所)の項中「那賀郡粉河町大字別所」を「紀の川市別所」に、「粉河町のうち」を「紀の川市のうち」に改め、

同款龍門警察官駐在所(那賀郡粉河町大字杉原)の項中「那賀郡粉河町大字杉原」を「紀の川市杉原」に、「粉河町のうち」を「紀の川市のうち」に改め、同表和歌山県新宮警察署の部日足警察官駐在所(東牟婁郡熊野川町日足)の項及び宮井警察官駐在所(東牟婁郡熊野川町宮井)の項を次のように改める。

日足警察官駐在所 (新宮市熊野川町日足)	新宮市のうち 熊野川町赤木、熊野川町畝畑、熊野川町大山、熊野川町鎌塚、熊野川町上長井、熊野川町滝本、熊野川町田長、熊野川町西、熊野川町能城山本、熊野川町東、熊野川町日足、熊野川町椋井
宮井警察官駐在所 (新宮市熊野川町宮井)	新宮市のうち 熊野川町相須、熊野川町九重、熊野川町篠尾、熊野川町四滝、熊野川町嶋津、熊野川町玉置口、熊野川町西敷屋、熊野川町東敷屋、熊野川町宮井

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表第1和歌山県岩出警察署の部の改正規定は、平成17年11月7日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1274号

和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 随意契約に係る落札者に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立医科大学財務会計等システムの導入業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立医科大学事務局改革準備室
和歌山市紀三井寺811番地の1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年8月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び所在地
株式会社ニッセイコム 大阪支店
大阪市中央区北浜三丁目5番29号(日生淀屋橋ビル7階)
- 5 随意契約に係る契約金額
38,745,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,845,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第9号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第1275号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月12日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年8月12日

2 名称

特定非営利活動法人漂探古道

3 代表者の氏名

木下幸文

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市中辺路町栗栖川1226番

5 定款に記載された目的

この法人は、熊野地方の歴史を学び郷土文化の伝承発展に努め自然を守り包容力豊かな風土を育てる事を本義とし、それに係わる様々な活動を通じて、地域発展に寄与する事業の創造と地域の活性化を目的とする。

和歌山県告示第1276号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年10月26日まで縦覧に供する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年8月26日

2 名称

特定非営利活動法人青葉会

3 代表者の氏名

前田記子

4 主たる事務所の所在地

伊都郡かつらぎ町佐野963番地の7

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者が、地域の一員として住みなれた町で安心して暮らしていける社会の実現を図るため、障害児者や高齢者の自立支援に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日
橋薬30-17	紀北調剤薬局	橋本市東家6丁目343番地の2	平成17.9.1

和歌山県告示第1278号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 171119	有限会社ケアネット	橋本市神野々1201番地の1	上尾義郎	ヘルパーステーションケアネット	橋本市神野々1201番地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害者) ・日常生活支援	平成17.9.1

30000100 172117	有限会社ニュー ステージ	那賀郡打田町北勢田 909-1	川口啓子	ホームケアサービ スほのか	那賀郡貴志川町尼寺 186	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者 ・全身性障害 者) ・日常生活支援	平成 17.9.1
--------------------	-----------------	--------------------	------	------------------	------------------	--	--------------

和歌山県告示第1279号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000200 215113	有限会社メデ ィカルサービ ス有田	有田市宮崎町435-5	尾藤何時夢	シルバーケア有田	有田市宮崎町456-1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.9.1
30000200 214116	有限会社ケア ネット	橋本市神野々1201 番地の1	上尾義郎	ヘルパーステー ションケアネット	橋本市神野々1201 番地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.9.1
30000200 216111	有限会社ニュー ステージ	那賀郡打田町北勢 田909-1	川口啓子	ホームケアサービ スほのか	那賀郡貴志川町尼 寺186	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.9.1

和歌山県告示第1280号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の 名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000300 158114	有限会社メデ ィカルサービ ス有田	有田市宮崎町435-5	尾藤何時夢	シルバーケア有田	有田市宮崎町456-1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児 ・全身性障害 児・知的障害 児)	平成 17.9.1
30000300 157116	有限会社ケア ネット	橋本市神野々1201 番地の1	上尾義郎	ヘルパーステー ションケアネット	橋本市神野々1201 番地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (全身性障害 児・知的障害 児)	平成 17.9.1
30000300 159112	有限会社ニュー ステージ	那賀郡打田町北勢 田909-1	川口啓子	ホームケアサービ スほのか	那賀郡貴志川町尼 寺186	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児 ・全身性障害 児・知的障害 児)	平成 17.9.1

和歌山県告示第1281号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示す

る。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
はるな訪問介護ステーション	申請者の名称	株式会社はるな介護センター	ヤマヒロ繊維株式会社	平成 17.7.1

和歌山県告示第1282号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示す

る。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
はるな訪問介護ステーション	申請者の名称	株式会社はるな介護センター	ヤマヒロ繊維株式会社	平成 17.7.1

和歌山県告示第1283号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出

があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
はるな訪問介護ステーション	申請者の名称	株式会社はるな介護センター	ヤマヒロ繊維株式会社	平成 17.7.1

和歌山県告示第1284号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木 村 良 樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2836	那賀郡岩出町大字西野字井ノ阪176番2の一部	和歌山市餌差町一丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 17. 9. 6	6.00	33.90

- 3 施行地区 橋本市隅田町垂井の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 南海橋本林間田園都市第三-6地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 大阪市中央区難波5丁目1番60号
- 6 施行認可の年月日 平成12年12月8日
- 7 変更認可の年月日 平成17年9月16日

和歌山県告示第1286号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、同法第22条第3項の規定により、関係図書をすさみ町役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧に供する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第1285号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市第三-6地区土地区画整理事業に係る事業計画の変更について認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 施行者の名称 南海電気鉄道株式会社
- 2 事業施行期間 平成12年12月8日から平成19年3月31日まで

- 1 しゅん功認可を受けた者
 - (1) 所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089番地
 - (2) 名称 すさみ町
 - (3) 代表者住所 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見3952番地
 - (4) 代表者氏名 すさみ町長 桂功
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
和歌山県西牟婁郡すさみ町大字江住字法師538番地の

地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点を結ぶ平成14年の秋分の満潮位(DL+2.00メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 1の地点 江須崎灯台(北緯33度29分55秒東経135度35分33秒)から6度34分04秒891.65メートルの地点
- 2の地点 1の地点から147度21分37秒37.75メートルの地点
- 3の地点 2の地点から144度21分32秒9.64メートルの地点
- 4の地点 3の地点から54度21分32秒34.35メートルの地点
- 5の地点 4の地点から6度21分19秒15.80メートルの地点

(3) 面積

1,062.58平方メートル

3 公有水面埋立免許の年月日及び番号

平成15年10月30日 和歌山県指令漁第182号

4 しゅん功認可年月日

平成17年9月2日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第87号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部を次のとおり改正する。

平成17年9月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男
第2項中「210,929人」を「210,928人」に改め、第3項中「有田郡選挙区14,064人」を「有田郡選挙区14,062人」に改める。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届け出があったので、平成17年8月23日以降無効とする。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

業 種	記 番 号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
ゴルフ場業	和歌山県第801144号	平成17年7月19日から平成19年7月18日まで	西牟婁郡上富田町岡1970-19株式会社私市ラビーム白浜ゴルフクラブ	西牟婁振興局

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届け出があったので、平成17年8月23日以降無効とする。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

免税証の種類	業 種	記 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛 失 年 月 日
200リットル券	ゴルフ場業	8667918 ~8667926	9枚	平成17年7月19日から平成18年1月18日まで	西牟婁振興局	平成17年8月23日
100リットル券		8667927	1枚			

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度調達番号00164313号

(2) 購入物品の名称及び数量

自動網洗浄機 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年2月28日(火)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557

-20

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」に搭載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務事務集中課

(2) 期間

平成17年9月16日(金)から平成17年9月27日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月6日(木)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成17年10月6日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るか問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席し

ていない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

否

入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度調達番号00171425号

(2) 購入物品の名称及び数量

海水電解殺菌装置 飼育水用 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年2月17日(金)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557-20

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」に記載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年9月16日(金)から平成17年9月27日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第

39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月7日(金)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封のうえ、平成17年10月7日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規

則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
否

入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成17年9月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入年度及び物品調達番号
平成17年度総集特例第4号
- (2) 購入物品の名称及び数量
乳房検診車 1台
- (3) 購入物品の特質等
入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年3月31日(金)

(5) 納入場所

和歌山市医師会(成人病センター)

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」か「医療用器械器具」に搭載されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年9月16日(金)から平成17年10月21日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月28日(金)午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年10月28日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

(1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2291

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否
否

(5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Mammography Mobile ; 1 Unit

(2) Time limit for tender : 10 : 35 a.m. 28 October 2005

(3) Contact point for the notice : Business Center
 Division , General Affairs Department , Wakayama
 Prefectural Government , 1-1 Komatsubara - dori ,
 Wakayama City , Japan 640-8585
 TEL 073-441-2291

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心
 当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成17年9月16日

和歌山県和歌山東警察署長 矢野 倍 生

物件 (種別及び数量)	拾 得 年 月 日	拾 得 の 場 所
現金30万288円 (手提げかばんに在中)	平成17年8月18日	和歌山市美園 (施設内)